

## P T Sにおける信用取引解禁後の空売り残高報告等に係る留意点

2019年6月24日  
株式会社東京証券取引所

2019年3月18日に、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針が改正され、4月1日に施行されたことにより<sup>1</sup>、私設取引システム（Proprietary Trading System。以下、「PTS」という。）における信用取引が解禁されることとなりました。

また、同年6月5日には、金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（以下、「改正府令」という。）が公布・施行され<sup>2</sup>、PTSにおける信用取引について、空売り規制（ネイキッド・ショート・セリングに係る裏付け確認及び価格規制）の適用除外とする等、所要の措置が図られましたが、改正府令施行後の空売り残高報告等については、以下に記載する事項にご留意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、以下ではわかりやすさを重視し、敢えて簡潔な記載に留めている部分がございますので、詳細につきましては、改正府令等も併せてご参照ください。

### 1. 留意すべき改正点

改正府令の施行により、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（以下、「取引等規制府令」という。）第9条の3第3項第5号が新設され、PTSにおける信用取引について、ネイキッド・ショート・セリングに係る裏付け確認の適用除外となります。

併せて、取引等規制府令第15条第3項第2号の新設により、PTSにおいて個人投資家<sup>3</sup>が行う50売買単位以内の信用取引については、空売り価格規制の適用除外となりますが、ここで言う売買単位は、PTSの定める売買単位とされており、東京証券取引所（以下、「東証」という。）の定める売買単位ではございません。

そのため、次の2及び3に記載する事項にご留意ください。

### 2. 空売り価格規制に関する留意点

上記1の通り、新設される取引等規制府令第15条第3項第2号における売買単位については、PTSの定める売買単位とされているため、東証及びPTSの両市場で取引される銘柄について、両市場で売買単位が異なる場合、取引される数量によっては、両市場で空売り価格規制の適用有無に差異が生じる可能性がございます<sup>4</sup>。

---

<sup>1</sup> 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の具体的な改正内容につきましては、金融庁のウェブサイト（<https://www.fsa.go.jp/news/30/shouken/20190318-2.html>）をご参照ください。

<sup>2</sup> 金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令の具体的な内容につきましては、金融庁のウェブサイト（<https://www.fsa.go.jp/news/30/shouken/20190605.html>）をご参照ください。

<sup>3</sup> 取引等規制府令第15条第3項第2号に記載の通り、より正確には、金融商品取引法第2条第2項第1号に規定する適格機関投資家（これに類する外国法人を含む。）に該当しない者とされますが、以下では、わかりやすさを重視し、個人投資家と記載いたします。

<sup>4</sup> ここでは、東証とPTSの対比に主眼を置いて記載しておりますが、各PTSの間で売買単位が異なる場合は、各PTSで空売り価格規制の適用有無に差異が生じる可能性がございます。

例えば、東証における売買単位が1口で、PTSにおける売買単位が10口であるETFの売買において、個人投資家が100口の信用取引による売り注文を発注する場合、東証では売買単位（1口）の50倍以内ではないため、取引等規制府令第15条第1項第2号には該当せず、空売り価格規制が適用されることとなりますが、たとえ同じ数量の注文であったとしても、PTSでは売買単位（10口）の50倍以内となるため、新設される同条第3項第2号の規定に基づき、空売り価格規制の適用除外とされます。

このように、東証とPTSで売買単位が異なる銘柄については<sup>5</sup>、個人投資家の信用取引に係る発注数量によっては、両市場で空売り価格規制の適用有無に差異が生じる可能性がありますので、法令違反とならないよう、発注前に十分にご確認ください。

### 3. 空売り残高報告に関する留意点

取引等規制府令第15条の2第1項及び第2項では、自己勘定及び委託勘定のそれぞれの場合について、東証（主たる金融商品取引所）に対して、空売り残高情報を提供しなければならない旨が規定されております（以下、空売り残高情報の提供を指して「空売り残高報告」という。）。

ここで、空売り残高報告が求められる当初の基準としては<sup>6</sup>、空売り残高割合が0.2%以上、且つ、空売り残高売買単位数が50超となった場合とされております（同条第1項第1号及び第6項第1号）。

#### 【空売り残高割合の計算】

空売り残高報告が求められる基準の1つである空売り残高割合については、取引等規制府令第15条の3第1項第7号において、空売り残高数量を発行済株式総数（発行済口数）で除して得た数値と規定されております。また、分子となる空売り残高数量については、改正される同条第2項の規定により、個人投資家による50売買単位以内の信用取引に係る数量は除外したうえで計算するものとされます。

この点、前述1の通り、東証とPTSでは同じ銘柄について異なる売買単位を定めていることもあることから、こうした銘柄について個人投資家が東証とPTSの両市場で信用取引を行った場合は、東証とPTSのそれぞれで空売り残高数量を計算し、それらを合算したうえで、発行済株式総数（発行済口数）で除して、空売り残高割合を算出することとなります。

#### 【空売り残高売買単位数の計算】

また、空売り残高報告が求められるもう1つの基準である空売り残高売買単位数については、取引等規制府令第15条の2第7項において、空売り残高数量を売買単位で除して得た数値と規

---

<sup>5</sup> 各銘柄の売買単位については、東証及びPTSがそれぞれ独自に定めております。東証では2018年10月1日をもって内国株式の売買単位を100株に統一しておりますが、ETF等については銘柄によって売買単位が異なっております。PTSにおける各銘柄の売買単位については、各PTSにお問合せください。

<sup>6</sup> 当初報告以外にも、空売り残高割合に0.1%以上の変動があった場合、且つ、空売り残高売買単位数が50超の場合には、変更報告が求められております（取引等規制府令第15条の2第1項第2号及び第6項第2号）。また、空売り残高割合が0.2%未満、又は、空売り残高売買単位数が50以下となった場合には、最終報告が求められております（同条第1項第3号及び第6項第3号）。

定されております。ここで、同項の規定は改正されていないことから、当該計算における分母の売買単位については、東証<sup>7</sup>における売買単位を用いる点にご留意ください。

すなわち、空売り残高売買単位数の計算に当たっては、その分子である空売り残高数量については、PTSの定める売買単位を考慮して計算する一方、その分母となる売買単位については、PTSの定める売買単位を考慮せず、東証の定める売買単位のみを用いることとなります。

#### 【空売り残高報告に係る実務的なフロー】

以上を踏まえ、改正府令施行後の空売り残高報告に係る実務的なフローをまとめると、以下の通りとなります。

- ① 東証とPTSにおける空売り残高数量（個人投資家による50売買単位以内の信用取引に係る数量等、種々の適用除外に係る数量を除外した空売り残高数量）をそれぞれ別々に計算したうえで合算する。
- ② 上記①における合算後の空売り残高数量を発行済株式総数（発行済口数）で除して、空売り残高割合を計算する。
- ③ 上記①における合算後の空売り残高数量を東証の売買単位で除して、空売り残高売買単位数を計算する。
- ④ 上記②で計算した空売り残高割合が0.2%以上、且つ、上記③で計算した空売り残高売買単位数が50超となった場合、東証への空売り残高報告を行わなければならない<sup>8</sup>。
- ⑤ 上記④における東証への空売り残高報告には、以下の内容が含まれる。
  - ・ 空売りを行った者の商号、名称又は氏名（取引等規制府令第15条の3第1項第1号）
  - ・ 空売りを行った者の住所又は所在地（同項第2号）
  - ・ 信託財産又は運用財産に係る情報（同項第3号）
  - ・ 空売りを行った銘柄（同項第4号）
  - ・ 空売り残高割合の計算年月日（同項第5号）
  - ・ 空売り残高数量（同項第6号、上記①で計算した数値）
  - ・ 空売り残高売買単位数（同項第6号、上記③で計算した数値）
  - ・ 直近空売り残高割合<sup>9</sup>（同項第8号）

なお、上記のフローはあくまで一例となっておりますので、法令に則って、各社の実務に併せて、適宜、修正のうえ、運用いただければと思います。

以 上

<sup>7</sup> 東証が主たる金融商品取引所である場合。以下同じ。

<sup>8</sup> 当初報告の場合。脚注6も併せてご参照ください。

<sup>9</sup> 直近空売り残高割合は、変更報告又は最終報告を行う場合に提供する必要があります。